

7 難病対策の充実及び超過負担の解消等について

公費負担の対象となる特定疾患として、国の特定疾患治療研究事業実施要綱により、現在56疾患が指定されている。

難病患者に対する医療費の公費負担は、実施要綱に基づき、都県が支出した費用に対して、原則としてその2分の1を国が補助することとされている。

しかしながら、国の予算が医療費の伸びに対して十分に確保されていないため、本来、国が負担すべき額が交付されていない。このため、都県においてその不足分を負担せざるを得ない状況が続いており、地方財政を圧迫している。

都道府県の超過負担について、「国と地方の協議の場」で、平成24年度における暫定的対応として、年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分の一部269億円を活用することとされたが、その後については「早期の解消を目指す」とされたのみであり、恒久的な財源確保が必要である。

一方、難病患者からは特定疾患の追加指定を求める要望が数多く寄せられている。

平成24年8月、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会は、特定疾患治療研究事業の法制化や公費負担対象疾患の拡大を盛り込んだ中間報告を公表した。

以上のことから、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 難病対策の一層の充実を図り、速やかに法制化を進めること。
- 2 医療費助成における地方の超過負担を恒久的に解消するため、国は十分な予算を確保すること。